

2020年（令和2年）10月1日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月21日付けで諮問された、「昭和46年～53年藤沢字石原谷宅地造成工事 開発申請，指導，許可～検査終了まで全て 企業名：○○○（法人名） 昭和52年第42号開発許可にもとづき，藤沢市と事業者が取交わした以下の情報 ・協議書・事業者の資格審査全て（申請人は傍系役員）・審査に関する事項（許可に関する意見，条件）・施工同意書・公図1／600」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について，次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「昭和46年～53年藤沢字石原谷宅地造成工事 開発申請，指導，許可～検査終了まで全て 企業名：○○○（法人名） 昭和52年第42号開発許可にもとづき，藤沢市と事業者が取交わした以下の情報 ・協議書・事業者の資格審査全て（申請人は傍系役員）・審査に関する事項（許可に関する意見，条件）・施工同意書・公図1／600」の行政文書公開請求に対し，藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）11月6日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は，妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は，2019年（令和元年）9月18日付けで，実施機関に対し，藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により，「昭和46年～53年藤沢字石原谷宅地造成工事 開発申請，指導，許可～検査終了まで全て 企業名：○○○（法人名） 昭和52年第42号開発許可にもとづき，藤沢市と事業者が取交わした以下の情報 ・協議書・事業者の資格審査全て（申請人は傍系役員）・審査に関する事項（許可に関する意見，条件）・施工同意書・公図1／600」の行政文

書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年11月6日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に、別表のとおり理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、同月12日付けで、実施機関に対し、保存元文書の全部公開を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月21日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

条例第6条第1号おそれの範囲特定明示及び公文書管理条例第5条重要行政文書の該当可否。

無為な墨消しは、街区構成した行政説明責任をしていない。保存元文書の全部公開を求めます。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

ア 本件処分を行った理由は、別表に記載のとおりである。

イ 条例第6条第2号について

法令等に関する情報を非公開情報とする条例第6条第2号は、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、法人の納税に関する情報は、経理・人事等に関する情報であり、開発工事に関する擁壁の構造計算書の情報は、設計者等の考案・工夫等によるもので生産技術に関する情報であ

るため、公開することにより法人の事業上の活動利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当し、非公開としたものである。

ウ 条例第6条第5号について

法令等の規定による情報を非公開情報とする条例第6条第5号は、法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は神奈川県の実施機関の指示により、公開することができないこととされている情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の印鑑登録証明及び印鑑証明書交付申請書の情報は、藤沢市印鑑条例第17条により、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならないものと定められていることから、条例第6条第5号に該当するものとし、非公開としたものである。

(2) 審査請求の理由への反論

本件審査請求人は、審査請求の理由として「公開条例6条(1)おそれの範囲特定明示」と主張するが、条例第6条第1号に規定する、個人に関する情報(非公開情報)に該当するか否かについては、条例の解釈と運用に基づき実施機関が判断するもので、その判断については、2019年(令和元年)11月6日付けの行政文書公開一部承諾決定通知書に明示している。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「昭和46年～53年藤沢字石原谷宅地造成工事 開発申請、指導、許可～検査終了まで全て 企業名：〇〇〇(法人名) 昭和52年第42号開発許可にもとづき、藤沢市と事業者が取交わした以下の情報 ・協議書・事業者の資格審査全て(申請人は傍系役員)・審査に関する事項(許可に関する意見、条件)・施工同意書・公図1/600」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、別表に記載の理由により本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「条例第6条第1号おそれの範囲特定明示」を求めるが、本件処分において、条例第6条第1号に該当するとされた情報は、それ自体、特定の個人が識別され得る情報であることから、当審査会において「おそれの範囲」を判断するまでもなく、非公開とした実施機関の決定は結論において妥当である。

イ 審査請求人は、「公文書管理条例第5条、重要行政文書の該当可否」の判断を求めるが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年6月24日条例第6号）第5条第1項では「市長は、前条第2項の廃棄に関する基準に基づき廃棄するものとした行政文書のうち、市政の重要事項に関わり、市の活動や歴史を検証する重要な資料であるものを重要行政文書として引き続き保存するものとする。」と定められている。本件請求の対象となった文書は、永年保存とされた文書であり、廃棄の対象にもなっておらず、したがって重要行政文書にも選定されていないことから、本件処分との関連は認められない。

(5) 条例第6条各号の該当性について

実施機関が、条例第6条第1号、第2号及び第5号に該当するとして、本件処分を行ったことについて、審査会において審査を行ったところ、本件処分に付された理由に不合理な点は認められず、いずれも審査請求人の主張する「無為な墨消し」には当たらない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 表

公開することができない部分及び理由

内 容		理 由	頁 参 考
図 書	部 分		
地積測量図	申請地の地番 隣接地の地番	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、藤沢市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1号（以下、「第」を省略する。）に該当するため。	90 91
	申請者の氏名 設計者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
位置図	近隣住居の表記 設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	92
敷地求積	工事名称	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	93
開発許可申請審議 カード	申請者氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	94
協議書	申請者の住所 申請者の氏名 申請者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	97～ 101
	開発区域に含まれる地 域の名称	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	

	開発区域の面積 学校等施設整備協力金	個人の資産に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例6条1号に該当するため。	
経過報告書	事業主の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	102 ～ 105
経過報告書	地元関係地主の氏名 話し合いの場所	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	102 ～ 105
同意書	事業主の住所 事業主の氏名 同意者の住所 同意者の氏名 同意者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	106 ～ 110
	事業区域の地番	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
位置図	近隣住居の表記	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	111
開発行為許可申請書	申請者の住所 申請者の氏名 申請者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	112
	開発区域に含まれる地域の名称	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	

設計説明書	工区の名称	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	113
開発区域内の権利者一覧表	所在及び地番	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	117
	権利者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
開発行為の施工等の同意書	開発者の住所 開発者の氏名 権利者の住所 権利者の氏名 権利者の印影（氏名横及び摘要欄）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	118
	所在及び地番	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
登記簿謄本	地番 地番家屋番号	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	119 ～ 123
	所有者の住所 所有者の氏名 法人名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
資金計画書	金額	事業を営む個人の当該事象に関する情報であって、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、条例6条2号に該当するため。	124 ～ 125

申請者の資力及び信用に関する申告書	申請者の住所 申請者の氏名 申請者の電話番号 申請者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	126
	資産総額 納税額 主たる取引金融機関	事業を営む個人の当該事象に関する情報であって、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、条例6条2号に該当するため。	
経歴書	氏名 本籍地 現住所 最終学歴 軍歴 職歴 印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	127
納税証明書	申請者の住所 申請者の氏名 申請者の印影 納税義務者の住所 納税義務者の氏名 税額 納付納入済額 納付納入済額内訳 未納額	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	128
印鑑登録証明	すべて	藤沢市印鑑条例第17条により、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならないものと定められていることから、藤沢市情報公開条例第6条第5号に該当するため。	129
工事施工者の能力に関する申告書	申請者の住所 申請者の氏名 申請者の電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当する	130

	申請者の印影 工事施行者の印影 技術者略歴 主任技術者の住所及び 氏名	ため。	
工事施工者の能力 に関する申告書	納税額 主たる取引金融機関	法人の当該事象に関する情報であつて、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、条例6条2号に該当するため。	130
納税証明書	工事施行者の印影 納付すべき納税額 納付済額	法人の当該事象に関する情報であつて、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、条例6条2号に該当するため。	135
納税証明書	納付すべき額 納付した額	法人の当該事象に関する情報であつて、公開することにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、条例6条2号に該当するため	136
印鑑証明書交付申請書	すべて	藤沢市印鑑条例第17条により、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならないものと定められていることから、条例第6条第5号に該当するため。	137
設計者の資格に関する申告書	設計者の氏名 生年月日 登録又は合格番号 学歴 実務経歴	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	140
二級建築士免許証	本籍地 氏名 生年月日 登録番号	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	141

	登録年月日		
委任状	二級建築士登録番号 建築士の氏名 委任者の住所 委任者の氏名 委任者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	142
	開発の場所	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
擁壁の安定計算	構造計算書	法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例6条2号に該当するため。	143 ～ 151
位置図	近隣住居の表記 申請者の氏名 設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	152
現況平面図	近隣住居の表記 設計者の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	153
公図写	申請地の地番	事業地が特定された場合、特定の個人が識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	154
	申請地周辺の土地の地番 設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	
断面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	155

縦断面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	156
排水施設計画平面図	設計者の氏名 近隣住居の表記	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	157
排水計画平面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	158
雨水管縦断面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	159
汚水管縦断面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	160
消防水利図 排水施設計画平面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	161
植樹計画図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	165
間知石及び間知ブロック擁壁断面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	167

公共施設の新旧対照図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	169
土地利用計画図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	170
造成計画平面図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	171
排水構造図	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	172
求積表	設計者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例6条1号に該当するため。	173

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 9. 18	行政文書公開請求受付
11. 6	行政文書公開一部承諾決定処分
11. 12	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 21	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 16	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 18	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 7. 27	審議
8. 24	審査会による調査 審議
10. 1	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者